公 告

下記森林について、森林経営管理法第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を 定めたため、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記場所において縦覧に供する。

令和5年3月31日

上越市長 中川 幹太

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在· 地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理権 の 存続期間	備考
R4大1~R4大12 R4大14 R4大17~R4大 22 R4大25~R4大 39 R4大42 R4大44~R4大 56	上越市 大島区 棚岡 字寺山 450 他	46 林班 1~9 小班	山林他	39. 28	20年 (2043年 3月31日)	詳細は、別添経営管理権集積計画のとおり

2 縦覧場所

上越市農林水産部農林水産整備課、上越市総合政策部浦川原区総合事務所、上越市総合政策部大島区総合事務所

上越市ホームページ (https://www.city.joetsu.niigata.jp)

3 本公告により、上越市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設 定される。